

※健康保険の扶養認定は、健康保険組合が収入等の状況を確認し総合的に判断して行います。

社会保険上の「夫の扶養に入る」について(妻が20歳以上60歳未満の場合)

パート収入がある場合

①妻自身が社会保険に加入していないこと

パートの年収見込額が130万円未満であっても、働き方が勤め先の正社員の4分の3以上の労働時間と労働日数である場合は、妻自身がその会社で健康保険と厚生年金保険に加入することが優先されます。

②年収見込額は、通勤手当を含んだ額で判断される

通勤手当を含む年収見込額が130万円未満かどうか判断されます。具体的には、通勤手当を含んだ総支給額が月額108,333円以下であること。

税制上と社会保険上の主な違い

◆収入の出身

税制上 扶養(配偶者控除)の判断対象となる収入には、非課税の通勤手当、失業給付や健康保険の給付、障害年金や遺族年金は含まれません。

社会保険上 扶養の判断対象となる収入には非課税収入も含まれます。

◆年収をとらえる期間

税制上 1月～12月の間の「過去の収入」で判断されます。

社会保険上 「扶養の認定を受ける日から1年間の見込額」で判断されます。失業給付やパート収入があつて扶養の認定を受ける場合は、認定のために必要な書類を健康保険組合に確認しましょう。

国民年金の切り替え手続き

妻の年収見込額が130万円以上になり、夫の健康保険の扶養から外れたときは、国民年金の切り替え手続きを自ら行うことを忘れず。切り替え手続きを忘れてさかのぼって年金記録を訂正された場合、保険料の未納期間とされ、年金の減額や無年金となることがあります。



Topics

「配偶者」の扶養

税法上は婚姻届を提出している夫婦(法律婚)の場合に認められます。一方、社会保険上の配偶者の扶養は、法律婚だけでなく、事実婚(婚姻届を提出せず事実上婚姻関係にあること、一般的には「内縁関係」といわれている)でも認定されます。



横山玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/

「夫の扶養に入る」とは

「夫の扶養に入る」ということについて、国民年金の切り替え手続きや、社会保険上と税制上の扶養の違いを確認しておきましょう(今回は20歳以上60歳未満の妻が対象です)。



「夫の扶養に入る」の基本

「扶養」は「税制上」と「社会保険上」で仕組みが異なります。「税制上の扶養」については、左ページを参照してください。

夫の社会保険上の扶養に入るためには

「社会保険上の扶養に入る」とは?

夫の健康保険の扶養に入り、国民年金の第3号被保険者になること。

扶養に入るための要件

下記のすべての要件を満たした場合に、夫の会社が手続きを行います。

- ①夫が、社会保険を適用している会社等で健康保険と厚生年金に加入していること
- ②妻の年収見込額が130万円未満であること(原則として夫の年収の半額未満であること)

130万円に含まれるものは?

給与等の課税収入だけでなく、非課税の収入も含まれます。たとえば、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金、給与のほか支給される通勤手当なども含まれます。

年収見込額とは?

過去の収入ではなく、扶養の認定を受ける日以降1年間の見込額です。

由美 雇用保険の失業給付を受けている期間は夫の扶養に入れないと聞いたのですが、どうでしょうか?

先生 健康保険の扶養認定の収入基準は「年収見込額が130万円未満」のため、失業給付を受ける年見込額が130万円以上と判断されるということです。扶養に入れない期間は、国民健康保険に加入します。

由美 年金のほうはどうなりますか?

先生 扶養に入れない期間は、国民年金の第1号被保険者になる届け出を自ら行って保険料を負担します。失業給付を受け終わっても再就職できず無収入になったときは、あらためて夫の会

社で健康保険の扶養認定と国民年金の第3号被保険者になる手続きをします。

由美 収入の状況によって健康保険も年金も切り替え手続きが必要なんですか?

先生 健康保険の扶養から外れる手続きは夫の会社がやってくれますが、国民健康保険と国民年金の第1号への切り替え手続きは自ら行います。特に国民年金の切り替えは忘れやすいので、注意が必要です。手続きを忘れてると、あとで年金記録を訂正されて、保険料の未納期間とされることもあります。